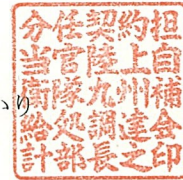


一般競争入札公告

分任契約担当官
陸上自衛隊九州補給処
調達会計部長 小池 ゆかり



次のとおり一般競争入札を行います。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名等

件名	規格	単位	数量	履行場所	事前提出書類の有無
食器洗浄及び清掃作業部外委託（目達原）	仕様書のとおり	ST	1	目達原駐屯地	有
食器洗浄及び清掃作業等部外委託（鳥栖）	仕様書のとおり	ST	1	鳥栖分屯地	有

(2) 履行期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 令和4・5・6年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一競争参加資格）において「役務の提供等」で「A」、「B」、「C」、「D」等級に格付けされ、九州・沖縄地域に競争参加資格を有する者。
- (3) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合は、直近1年間において保険料等の滞納がないこと。
- (7) 本委託業務を履行できる態勢が整っているもの、又は本委託業務開始までに整えることが出来ることを証明できる者であること。
- (8) 別紙「目達原駐屯地及び鳥栖分屯地における食器洗浄及び清掃作業部外委託競争入札実施要項」を確認し、遵守する者であること。

3 契約条項を示す場所

目達原駐屯地九州補給処調達会計部契約課

4 食器洗浄等作業部外委託の入札参加に必要な事前提出書類の提出要領等

- (1) 提出期限：令和6年1月18日（木）17時
(ただし、持参の場合12月25日～1月9日の間は除く。)
- (2) 提出場所：目達原駐屯地九州補給処調達会計部契約課第2契約班
- (3) 提出内容：別紙「目達原駐屯地及び鳥栖分屯地における食器洗浄及び清掃作業部外委託競争入札実施要項」による。

5 競争入札執行の日時及び場所

- (1) 日 時 : 令和6年2月5日(月) 13時30分
- (2) 場 所 : 目達原駐屯地九州補給処調達会計部入札室
- (3) 再度入札 : 初度の入札で落札せずかつ、郵便入札により直ちに再度入札ができない場合の再度入札日時は令和5年2月9日(金) 13時30分とする。

6 入札説明会 : 一同に会しての説明会は実施しない。

現場確認を希望する者は、令和5年12月25日(月)～令和6年1月17日(水)までの間、目達原駐屯地九州補給処総務部管理課糧食班(担当:山口)と調整の上、実施されたい。

7 入札保証金 : 「免除」

但し、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

8 契約保証金 : 「免除」

但し、契約者が契約を履行しないときは、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

9 落札決定方法 : 総額が当隊所定の予定価格の制限の範囲内の最低入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は抽選により落札者を決定する。本入札に係る落札は、本業務委託に係る令和6年度予算が成立することを条件とする。

10 入札の無効

- (1) 第2項に示した競争に参加するために必要な資格のない者が行った入札
- (2) 入札金額、入札者及び押印が判別し難いもの。
- (3) 入札開始時刻に遅れた者
- (4) 電話、電報及びFAXによる入札
- (5) 誓約した「暴力団排除に関する誓約事項」に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
- (6) 次の文面を記載していない入札書による入札
「当社、当団体(団体の場合)は上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾の上、入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約致します。

11 契約書の作成

作成する。細部は別紙「目達原駐屯地及び鳥栖分屯地における食器洗浄及び清掃作業部外委託競争入札実施要項」による。

12 その他

(1) 入札書の記載要領

入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定は、消費税抜きの金額で発表する。

(2) 郵便入札 : 「可」

郵便入札の要領等

入札書は、「食器洗浄及び清掃作業部外委託 入札書在中」と明記された封筒の中に入れて封印をし、目達原駐屯地九州補給処調達会計部契約課第2契約班宛に令和6年2月2日(金)12時までに必着するよう送付し、必ず下記担当者に郵便物の到着の確認を行うこと。

(3) 代表者以外の入札者は、委任状を入札開始までに提出すること。

(4) 入札に関する問い合わせ先

ア 入札及び契約等に関する事項

〒842-0032 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野7番地1

目達原駐屯地九州補給処調達会計部契約課第2契約班 担当:水本

電話 0952-52-2161 (内線2318)

FAX 0952-52-3748 (直通)

イ 役務及び仕様書等に関する事項

目達原駐屯地九州補給処総務部管理課糧食班 担当:山口

電話 0952-52-2161 (内線2268)

(5) 公告、入札及び契約心得

ア 目達原駐屯地九州補給処のホームページ (九州補給処入札情報)

イ 陸上自衛隊西部方面隊公式ホームページ

<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/dep/koukoku.htm>

(6) 公告掲示場所:佐賀、久留米、福岡、熊本の各商工会議所、福岡、久留米、健軍の各駐屯地会計隊及び目達原駐屯地調達会計部

目達原駐屯地及び鳥栖分屯地における食器洗浄及び清掃作業部外委託競争入札実施要項

1 趣 旨

本要項は、目達原駐屯地・鳥栖分屯地における「食器洗浄及び清掃作業部外委託」（以下「本委託業務」という。）に係る競争入札に必要な手続き等について定め、競争入札の透明性及公正性を確保するとともに、契約の適正な履行に資することを目的として定めるものである。

2 本委託業務の内容

- (1) 「目達原駐屯地食器洗浄及び清掃作業部外委託仕様書」及び「鳥栖分屯地食器洗浄及び清掃作業部外委託仕様書」による。
- (2) 目達原駐屯地食堂及び鳥栖分屯地食堂における標準的な作業量は「食器洗浄及び清掃作業部外委託仕様書」のとおりであるが、災害派遣、訓練等により作業量の増減、作業時間の変更をする場合がある。

3 本委託業務に必要な態勢

- (1) 受託者は、本委託業務を処理するために必要な作業従事者の数を自らの判断で決定し、適切なシフト管理等により作業従事者の突発的な休暇等にも対応する。

(2) 現場責任者の配置

作業現場における一切の責任を有し、作業従事者の管理、技術指導、官側との交渉等に従事する現場責任者を常時配置する。現場責任者が休暇等により不在となる場合は、受託者はあらかじめ現場責任者と同様の要件を備える代理者を選任し、現場責任者に代わって権限を執行できる態勢をとらなければならない。なお、現場責任者は作業従事者との兼任を妨げない。

(3) 現場責任者の要件

- ア 本委託業務に必要な知識、技術を有すること。
- イ 作業全般を統括する能力を有し、作業従事者を指導・監督できること。
- ウ 官側との交渉等に関する権限を有し、速やかに連絡調整できる態勢をとれること。

(4) 作業従事者の要件

作業従事者は日本国籍を有し、かつ日本語で意思疎通ができること。

(5) 食品衛生管理

大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省 平成9年3月24日付衛食第85号別添）を遵守すること。

4 契約期間

令和6年4月1日（本予算成立後）から令和7年3月31日までとする。

5 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 令和4・5・6年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一競争参加資格）において「役務の提供等」で「A」、「B」、「C」、「D」等級に格付けされ、九州・沖縄地域に競争参加資格を有する者。
- (3) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合は、直近1年間において保険料等の滞納がないこと。
- (7) 本委託業務を履行できる態勢が整っているもの、又は本委託業務開始までに整えることが出来ることを証明できる者であること。

6 入札及び契約締結に係る業務予定

本委託業務の入札に係る落札及び契約締結は、本委託業務に係る令和5年度予算が成立することを条件とする。

(1) 仕様書の配布

目達原駐屯地九州補給処調達会計部契約課、九州補給処ホームページ

(2) 入札説明会

ア 時期

(ア) 実施しない。

(イ) 現場確認を希望する者は、令和5年12月25日(月)～令和6年1月18日(木)までの間、目達原駐屯地九州補給処総務部管理課糧食班(担当：山口)と調整の上、実施されたい。

イ 場所

目達原駐屯地九州補給処総務部管理課糧食班

(3) 入札関係書類提出

ア 提出書類

(ア) 資格審査結果通知書

令和4・5・6年度の防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)に係る資格審査結果通知書(写)を提出

(イ) 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出

(ウ) 社会保険、労働保険等の納入証明書

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により、社会保険料又は労働保険料の納付猶予許可を受けている場合、該当する「納付の猶予(特例)許可通知書」の写しを提出するものとする。

(エ) 業務提案書

本委託業務を提供できる態勢の有無を確認するため、次に掲げる事項を具体的に記載すること。

a 実施態勢

- (a) 作業従事者の配置
- (b) 管理態勢及び連絡態勢
- (c) 従業員及び教育研修態勢

b 食品衛生管理

- (a) 衛生管理計画
- (b) 衛生事故への対応要領

c 過去の5年における同種契約における履行状況

- (a) 不履行内容(減額されたものも含む。)
- (b) 不履行内容の改善状況及び再発防止施策

イ 事前提出期限

令和6年1月18日（木）17時

ウ 提出方法

目達原駐屯地九州補給処調達会計部第2契約班に持参又は郵送すること。

(4) 入札関係書類の確認

入札参加資格に規定する者及び事前提出書類を確認し、1項目でも要件を満たしていない場合には不合格とする。なお、確認に際しては入札参加希望者に対しヒアリングを行うことがある。

(5) 入札参加資格に係る確認結果の通知

令和6年1月25日（木）までに書面により通知する。

(6) 入札・開札

ア 時期

令和6年2月5日（月）13時30分

イ 場所

目達原駐屯地九州補給処調達会計部入札室

(7) 落札者の決定

本要項第5項に規定する入札参加資格をすべて満たした者のうち、総額が予定価格の制限の範囲内の最低入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、抽選により落札者を決定する。

(8) 低価格入札

入札の結果、当該応札価格が予算決算及び会計令（昭和24年勅令第165号）第85条の規定により契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準を下回った場合は、落札を保留し、必要な調査のうえ決定する。この場合、全ての応札者は官側が行う調査に協力するものとする。

(9) 業務の引継ぎ

落札者は、官側に対して業務の引継ぎ等について必要な調整を申し出ることができる。

(10) 契約書の作成（契約締結）

ア 全般

落札者が契約担当官等から交付された契約書案に記名押印して契約担当官等に提出し、契約担当官等が記名押印して契約締結とする。

イ 落札者の提出

(7) 提出期限

落札決定の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含めない。）とする。ただし、契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

(イ) 提出方法

目達原駐屯地九州補給処調達会計部契約課に持参又は郵送すること。

ウ 付帯する特約条項

(ア) 談合等の不正行為に関する特約条項

(イ) 暴力団排除に関する特約条項

(ウ) 部分払に関する特約条項

7 受託者が使用できる国有財産等

(1) 施設

本委託業務に係る目達原駐屯地食堂、厨房、控室及び更衣室

(2) 設 備

ア 目達原駐屯地食器洗浄等作業部外委託仕様書のとおり

イ 鳥栖分屯地食器洗浄等作業部外委託仕様書のとおり

(3) 経費負担区分

前7号の使用に伴う電気、ガス、水道等の使用料及び維持管理費用は官側負担とする。ただし、受託者の故意又は過失により施設、設備等に損害を与えた場合は、官側の指示に基づき受託者の費用負担において修復等を行う。

8 受託者の費用負担

第7項において官側負担とした費用を除き、作業従事者の被服、清掃用具、洗剤、事務用品、各種検査等の本委託業務に必要なすべての経費は受託者負担とする。

9 委託費の支払方法

(1) 委託費は契約書に基づき毎月支払うものとし、官側が実施する監督及び検査により本委託業務が適性に履行されたことを確認し、かつ受託者から適法な請求書を受領した日から30日以内に支払う。

(2) 官側は、第2項に定める「本委託業務の内容」を一体のものとして受託者から購入するものである。但し、次項第2号に規定する「委託費の減額」に該当する場合は月々の委託費から減じて支払うものとし、次項第3号に規定する「違約金」に該当する場合は月々の委託費から相殺できるものとする。

10 委託費の減額等

(1) 本委託業務に係る改善指示

官側は、受託者の責めに帰すべき事由により第2項の規定が満足されていない、又は仕様書に基づき適正に業務が実施されていないと判断した場合は、受託者に速やかに文書により勧告する。

受託者は、官側から文書による勧告を受けた場合は、速やかに文書をもって改善計画を提出し、1週間以内に改善を図らなければならない。改善を実施しなかった場合契約解除することができる。ただし、受託者が、改善期間の延長を官側に申し出て、事前に承認を得た場合を除く。

文書による勧告をした場合においては、「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領について（通達）」（陸幕会第1147号（27.12.2））第4項（指名停止に至らない場合の警告等）に基づく通知等を行うものとする。

(2) 委託費の減額

受託者の責めに帰すべき事由により下表の「減額の対象となる事案」が発生した場合は、区分に応じて発生1回につき「減額の算定方法」により得られた額を委託費から減じる。

減額の対象となる事案	減額の算定方法
全部又は一部の委託業務不履行 (食中毒の発生等により履行しない場合を含む。)	不履行部分の期間割合×契約金額
食事提供の遅延 (遅延することが明白で、現場責任者の同意を得て官側が支援した場合を含む。)	0.5%×1か月分の委託費
喫食者への配食ができなかった場合	

(3) 違約金

受託者は、受託者の責めに帰すべき事由により下表の「違約金の対象となる事案」が発生した場合は、区分に応じて発生1回につき「違約金の算定方法」により得られた額を違約金とし、官側が指定する方法により支払わなければならない。

違約金の対象となる事案	違約金の算定方法
全部又は一部の委託業務不履行 (食中毒の発生等により履行しない場合を除く。)	$20\% \times \text{契約金額} \times \text{前号の減額分}$
食中毒の発生(食事への異物混入含む。)	$1\% \times 1 \text{ か月分の委託費}$
文書による勧告があつたにも係らず改善計画を提出しない、又は改善計画が遵守されない場合	$10\% \times 1 \text{ か月分の委託費}$
官側に提出する書類等への虚偽記載	

(4) 減額又は違約金の額を超える損害賠償

受託者は、受託者の責めに帰すべき事由により前2号に掲げる以外の損害を官側に与えた場合、並びに前2号に係る実際の損害額が減額又は違約金の額を超える場合は、官側に対して実際の損害額を賠償する義務を負う。

11 本委託業務の引継ぎ

受託者は、令和7年4月1日以降の本委託業務受託予定者から業務内容の引継ぎに関する申し出があつた場合は、当該引継ぎが令和7年3月31日までに完了するよう協力しなければならない。

12 契約内容の変更

官側及び受託者は、やむを得ない事由により契約の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ変更の理由を相手方に提示し承認を得なければならない。